

グローバル化のなかの漁村振興：
「責任ある漁業」の実現と多面的機能の発揮をめざして

**New Framework of Revitalizing Coastal Fishing Communities in Japan:
Responsible Fisheries and Multifunctionality of Fishing Communities**

山 尾 政 博

YAMAO Masahiro

地域漁業研究 第44巻 第2号 別刷
2004年 2月

グローバル化のなかの漁村振興： 「責任ある漁業」の実現と多面的機能の発揮をめざして

広島大学 山 尾 政 博

1 はじめに

本論文の目的は、「責任ある漁業」の実現と多面的機能の発揮をめざした漁村振興をどのように実現していくか、これまでの議論と実践を踏まえて課題を提起することである。

漁村振興については、古くは、漁業制度改革を押し進めて漁村社会の民主化をはかり、沿岸漁業の生産力を高めていくかという視点から議論がなされた。最近では、漁業生産の担い手を確保して沿岸地域の再生をどうはかればよいか、水産業・漁村がもつ多面的機能をいかに維持・増進するか、といった視点から検討がなされている。

経済グローバル化の波が押し寄せるなかで、国際競争力のある漁業・水産業の実現をめざす一方で、脆弱な生産基盤をもつ沿岸漁業と、その存在なしには成り立たない地域社会を維持していかなければならない。しかし、現在ではいかなる国内政策アプローチも、国際経済・貿易体制にかかわるルールの制約を受けている。漁業の構造改革や漁村振興が、もはや国内事情だけで論じられる時代ではなくなっている。国際標準への適応と国際的な説明責任が強く要求されているのである。水産基本法が制定された背景にはこうした国際情勢の変化がある。

沿岸漁業の再生と漁村振興をめぐる議論の軸は二つある。ひとつは、「責任ある漁業」(responsible fisheries)に代表される持続的な漁業をいかに確立するかという効率的資源利用及び構造論のアプローチ、今ひとつは、社会厚生、文化、環境、生態といった視点に重きをおいた「多面的機能」(multi-functionality)アプローチである。以下では、この二つの軸を切り口にして、漁村振興をめぐる議論を再整理してみたい。そして、多面的機能の発揮をめざして、地域資源および地域環境を活かした漁村振興をいかに実現するか、主に担い手の問題に焦点を当てて、今後検討すべき課題について述べることにする。

2 「責任ある漁業」と地域漁業

1) 「責任ある漁業」と日本漁業

国連食料農業機関 (FAO) は、1995年に、「責任ある漁業に向けた行動綱領」(以下、行動綱領)を発表した。行動綱領は12章 (Articles) からなっている。その内容は漁業管理、環境保全、国際漁業問題、途上国漁業、増養殖と加工・流通の5点に整理できる¹。行動綱領は漁業管理の必要性を主張し、資源の保全・管理・利用を一体的に行なう漁業生産を「責任ある漁業」と定義している。漁獲対象資源を持続的に利用することはもちろん、資源の乱獲を防ぐための予防措置をとることを提唱している (precautionary approach)。行動綱領は、持続的漁業の実現に向けた包括的な内容に

なっている。

FAOが行動綱領を発表した当時、日本では長年にわたって資源管理型漁業に取り組んできた経緯があって、「責任ある漁業」をあえて強調する必要はないのではないかという見方がかなりあった。だが、資源管理型漁業は、資源の維持・増大をはかりながら、特定の資源または漁場から最大の経済的利益をあげる漁業をさしている²。漁家経営の維持に重きがあり、漁業者による経済インセンティブにもとづく漁業形態のひとつである。だとしたら、「乱獲」をもたらす「資源の先取りゲーム」³を集团的に規制はするが、資源の減少をもたらす競争的な漁業生産構造そのものを是正するわけではない。この点で、資源管理型漁業と「責任ある漁業」とは区別されるべきである⁴。

行動綱領は、資源の持続的利用と保全に加えて、食料の安全保障、沿岸地域社会の安定、国際ルールにしたがった管理と監視の確立など、包括的な内容をもった漁業政策の必要性を提唱している。国際漁業ルールにのっとり、「責任ある漁業」の実現に向けて「義務」をどのように果たしていくか、各国政府は明確にしておかねばならない。

経済協力開発機構（OECD）が指摘しているように、行動綱領は責任ある生産の実現に向けて具体的な行動計画（action plan）を示しているわけではない⁵。言うまでもなく、漁業を取り巻く諸環境は国や地域によって異なり、責任ある生産の意味合いは大きく違っている。例えば東南アジアでは、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）が中心になって行動綱領の地域化と具体化をはかっている。漁業操業（Fishing Operation, Article 8に対応）、養殖業（Aquaculture, Article 9に対応）、漁業管理（Fisheries Management, Article 7に対応）、漁獲物の処理（Post-harvest, Article 11に対応）に関する地域行動指針が作成されている⁶。世界有数の輸出志向型養殖産地である東南アジアでは、養殖業の行動綱領は消費国側が求められる環境規制や安全基準の適用を意識した内容になっている。ここでは「責任ある漁業」の具体化が貿易戦略のひとつとして考えられている⁷。

日本版行動綱領を作る必要があるかどうかについては議論があろう。水産基本法がすでに制定されており、持続的水産業の確立に向けた指針が示されている。沖合漁業ではTAC制度が機能しており、沿岸域では漁業権漁業を土台にした資源管理型漁業が各地で行なわれている。しかし、食料供給産業である漁業がその責任をはたすためには避けて通れない構造改革、自国資源を保全しながら効率的に利用するための長期ビジョンがあるかという点、そうとも言えない。また、行動綱領が提案している沿岸域の統合管理（Integrated Coastal Zone Management, ICZM）だが、日本ではその実現までにまだかなり長い道のりがありそうだ⁸。

2) 「責任ある漁業」からみた地域漁業再編の課題

(1) 「責任ある漁業」と地域

漁業が地域経済および地域社会に対してどのような責任を果たすのか。「責任ある漁業」は地域漁業に広く適用できる概念であり、食料の安全保障を実現する立場から、地域漁業の生産性、効率性、競争性を問うている。

地域住民が沿岸域資源をどのように利用・保全していくかは、地域の経済・社会のなりたちによって違ってくる。漁獲努力量を抑えて資源利用の水準を適正に保つためには、地域住民の所得の向上と漁業外雇用の機会を増やさなければならない。また、漁業は資源および環境の保全、漁村社会や生活文化の継承といった分野で重要な役割を演じている⁹。沿岸地域には、資源の利用にかかわる独特の慣習やしきたり、伝統や文化がある。地域が長年にわたって培ってきた「伝統的な生態学的な知識」(TEK)¹⁰は、決して過去の遺物ではなく、資源や環境の変動に臨機応変に対応してきた地域住民の経験知の集積である。それが今でも沿岸域資源の利用のあり方を深く規定している。地域社会との深い関係性のなかで、「責任ある漁業」の内実が議論されなければならないのはこのためである。

(2) 空洞化をしつづける地域漁業

「責任ある漁業」は自国資源の持続的利用と効率的利用を提唱している。しかし、わが国の2002年の食用魚介類自給率は53%、1964年の113%から急激に低下している。急増する輸入水産物におされて、国内漁業の生産基盤は縮小の一途をたどっている。水産食品・加工業が立地し、それへの原料供給を担ってきた漁業産地の落ち込みが特にひどい。原料を海外に依存する加工企業が増え、賃金水準の低いアジア諸国に生産拠点を移す動きが加速化されている。生鮮出荷を中心としている沿岸漁業地域でも、輸入水産物の急増によって引き起こされた魚価の低迷に苦しんでいる。

生産の担い手をめぐる問題は一段と深刻である。第6次センサス(1978年)から第10次センサス(1998年)にいたる20年間、経営体数が一貫して減少している。とりわけ、1993年から98年の5年間の減少率が12.2%と高い水準にあった。2002年の経営体数は13万6千、前年比3.6%の減少であった。漁業就業者数は1973年の59万4千人から減りつづけ、2002年には25万2千人にまで減っている。男子就業者数は21万人、65歳以上の高齢者が33.5%を占める。この5年間で高齢者の比率は8.6ポイントも上昇している。このまま推移すれば、男子就業者の半数近くがまもなく65歳以上になる。

こうした現実には、地域漁業を再生するのがいかに困難かを示している。日本の漁業構造をとりまく諸環境、それを規定してきた漁業諸制度を改革することなしには、「責任ある漁業」がめざす食料の安全保障、水産資源の効率的な利用が実現できないのは明らかである。構造改革がなぜ必要か、どのような改革がなされるべきかについては他稿に譲るが¹¹、制度改革と担い手対策とを車の両輪とした議論が盛んになされている。

(3) 担い手の確保をめぐるジレンマ

担い手対策は、既存の漁業者・企業体を対象にしたもの、将来漁業を営む担い手、特に新規参入者を対象にしたものに区別される。わが国の沿岸漁業の歴史的経緯から考えて、「中核的漁業者協業体」に象徴される集団的な生産力形成が適切であると判断されている¹²。「意欲と能力のある担い手」を育成し、そこにさまざまな施策を集中していくことが、水産政策基本検討会などで確認され

ている¹³。

担い手の確保と深くかかわる漁業権制度や漁場利用秩序はどうだろうか。現在でも、地域の資源と漁場は共同利用されるべきで、集団的な生産力の発揮が重要だという認識が主流である。したがって、高齢漁業者が集団的な生産力の枠組のなかで生産をつづければ、資源の利益分配を受けられる。その一方、新規参入者、中核的漁業者、中核的漁業協業体など、今後の漁業生産を担っていく層に対する利益配分は限られてしまう。資源利用をめぐる、個別利潤動機が働きにくくなっている。

もちろん、平等原則が働いている資源利用の分野にも、競争原理が作用し始めている¹⁴。漁業権制度のありかた、漁業権管理団体である漁協制度の見直しが進んでいる。漁協の広域合併が全国的に進み、漁業権管理団体として有効に機能しなくなっている現実が指摘されている。また、排他的な漁業権制度が新規参入を妨げ、結果的に地域漁業の建て直しを難しくしているという指摘もある。

資源の持続的利用と効率的な漁業経営の確立をめざすという「責任ある漁業」の立場を貫くならば、漁業地域および経営体の選別は避けられない。たしかに、水産物市場がグローバル化するにしても、国際競争力の向上だけを視野に入れて日本の沿岸地域漁業の構造改革を議論するのは現実的でないという批判がある。しかし、WTO（世界貿易機構）の最近の動きからみて明らかのように、先進国工業国であるわが国が一方的に世界に対してそう主張できるのだろうか¹⁵。切り捨てられる可能性のある漁業経営体や地域をどう守るか、それは「責任ある漁業」論の枠組みに収まりきる問題ではない。「多面的機能」という別の枠組みのなかで、地域社会との関係性を重視した漁業のあり方が取り上げられるべきである。

3 グローバリズムと漁業・漁村の「多面的機能」

1) 農業の多面的機能の本質

OECDは、多面的機能を「ある経済活動が複数の生産物を産出し、それであるがゆえに一度に複数の社会的要請に貢献し得る」¹⁶ことと定義している。生産のプロセスとその複数の生産物に関する特定の性質について、「活動に着目した」概念である。副産物として生み出される非農産物の一部は、外部性または公共財的な性格をもち、それに対する市場は存在しないか機能していない。多面的機能はたんなる生産プロセスの特徴ではなく、その存在自体が価値を有しているものである。ここから、農村の多面的な活動を維持するのを目的とした政策がでてくる。

農業・農村が果たす生態的な役割、水資源涵養機能、景観的価値、社会・文化的価値などが注目されている。そして、農産物輸入国が、多面的なこれらの機能がビルトインされていることを主張する限り、WTOは、それを理由に一定の農業保護をとることを認めている¹⁷。もちろん、その場合、貿易自由化によってどのくらいの損失価値が生じるかを明示しなければならない¹⁸。また、公共財的な性格を有する生産物を一体的に生産するほうが、別々に生産するよりも生産費が低くかつ品質がよいかどうか問われる。

多面的機能の内実は、地域的、生態的、環境的、社会・文化的な要因によって変わる。どのよう

な多面的機能に価値を見いだすかは国や地域によって違う。一般に、純農産物輸入国（日本、韓国、ノルウェー）では食料安全保障を重視し、純輸出国では景観、生態系保全などの機能に注目する傾向がある¹⁹。それゆえ、WTO 農業交渉の場で両者は鋭く対立し、前者は自国に農業が存在することによる外部経済効果を、後者は外部不経済効果を主張している²⁰。

日本の条件不利地域および限界地では、過疎化と高齢化によって耕地が荒廃し、農業が衰退の一途をたどっている。このため、農業がもつ多面的機能が働きにくくなり、地域環境および生態系が劣化している。政府はこうした事態に対処するために、条件不利地域の農家を対象に、農業を継続することを条件にして所得補償をおこなっている（中山間地域等直接支払事業）²¹。集団的な生産力を維持することに努めて農業の担い手を確保し、農業が継続されることによって多面的機能が維持できると考えられている。この直接支払制度は、WTO 農業協定では生産に直接にリンクしない生産中立的な性格をもつ「緑」の政策、つまり、削減対象とはならない国内支持として認められている²²。

日本の場合、多面的機能の「維持」よりも、それをいかに「発揮」・「増進」へ導くかという地域おこしの視点が強調されている。だが本来なら、農業の多面的機能を「維持」するための政策体系と、「発揮」・「増進」のための国内支持とは区別して議論しなければならない事柄である。

2) 水産業・漁村の多面的機能

(1) 多面的機能をめぐる議論：二つの系譜

農業と同じように、生業としての漁業の存立基盤が掘り崩され、それが存在することによって支えられてきた多面的機能を維持するのが難しくなっている²³。

水産業・漁村の多面的機能については二つの系譜の議論がある。

ひとつは政策レベルのもので、グローバル経済の波にのまれて縮小再編成の道を歩む沿岸漁業、そして生産拠点が海外に移って存立基盤を失いつつある水産業をいかに守るか、というグローバル化への対応である。この系譜の議論は、農業・農村の多面的機能論とまさにオーバーラップしている。「責任ある漁業」の立場から自国資源をいかに有効に利用するか、漁村社会の経済基盤の崩壊をどうくいとめるか、という国家戦略のなかで多面的機能が取上げられている。WTO 漁業交渉の場で、水産物の輸入規制撤廃の要求に反対し、FAO を舞台に水産物貿易ルールを議論すべきだ、という日本の主張の根拠になっている。

今ひとつの系譜は、漁村が有する資源や環境を活用することの効果に注目し、住民自らが実践してきた地域おこしの経験を踏まえて提起されている議論である。海のツーリズム、環境教育・体験学習など、漁村固有の文化や自然環境を利用した都市との交流に活路を見いだす動きが全国に広がっている。この系譜の議論は住民の実践活動を背景に生まれてきたものであり、内発的な多面的機能論と呼べるだろう。

一方の系譜はグローバル経済への対応のなかで論じられ、もう一方は各地で取り組まれてきた地

域おこしの実践を踏まえて体系化されている。

(2) 多面的機能：水産基本法での位置づけ

2001年6月に制定された水産基本法は、「食料の安全保障」（水産物の安定供給の確保）と水産業の健全な発展をうたっている。基本法はこれらの実現に向けて、1）国民全体の安全で豊かな生活を実現する、2）水産政策の対象を拡大する、3）経営政策を充実させる、4）水産資源の持続的利用をはかる、5）消費者重視の視点を打ち出す、という5つの目標を掲げている。水産政策の対象の拡大という目標のなかに、水産関連産業、ツーリズム、遊漁、漁村振興などとともに多面的機能が位置づけられている。

水産基本法がめざすのは、世界第7位の広さをもつわが国200マイル経済専管水域内での漁業の活性化、特に、高い漁場生産力をもった沿岸漁業の再構築である²⁴。資源の持続的利用、自立経営の確立、流通・加工の合理化を柱とした漁業振興に加え、日本の漁業生産を特徴づけてきた諸制度の改革も視野に入れている。

水産基本法には、従来の水産政策にはなかった新しい視点が盛り込まれている。第1には、水産資源の利用と管理の問題を、広く生態系全体のなかでとらえようとしていることである²⁵。水産資源管理、とりわけ沿岸域資源管理をめぐる世界的な潮流が“Integrated Coastal Zone Management (ICZM)”（統合的管理）や“Eco-system Based”といった生態系を基盤にした方式へと移っていることを意識したものであろう。そして、水産資源の利用を規定する社会・文化的な要素への配慮が今まで以上になされている。

第2には、都市住民を中心とする消費者重視の視点を強く打ち出したことである。水産基本法は、「安全・安心」な水産物を求める消費者の要望に応えられる水産業を育成する課題を掲げている。また、漁村が景観や余暇の場を都市住民に提供するなど、都市住民との交流・提携を軸にした地域づくりの方向性を提起している。

それでは、こうした斬新な内容を盛り込んだ水産基本法が、従来の水産政策と比べて全く異質なものであるかということそうではない。漁村リフレッシュ行動計画や都市と漁村の共生・対流事業などの中身を見ると、従来型の水産公共土木事業の発想の域をでていないものが相当含まれている。この点では、水産基本法は従来からの水産政策の延長上にあると言える。

(3) WTO ルールと多面的機能：国内支持の妥当性

水産基本法の制定を相前後して、水産業・漁村がもつ多面的機能に関する議論が本格的に始まった。自然環境・生態系の保全、国民の余暇活動の場の提供、伝統文化の継承、地域社会・経済の維持、食料の安全保障などは農業の多面的機能とほぼ共通している。水産業・漁村に特有なものは、日本が四方を海に囲まれたという地理的特性からくる国境監視、救助活動、緊急避難といった国民の生命財産の保全にかかわる機能である。こうした機能はきわめて高い価値を有していると評価さ

れている²⁶。ただし、農林業に比べて、自国資源を利用しないことによる損失価値は小さい。

世界最大の水産物輸入国である日本は、WTO 漁業交渉の場で、貿易完全自由化に反対する立場をとっている。自国の水産資源を持続的に利用し、水産業・漁村がもつ多面的機能を維持することの価値の重要性を強調している（表1 日本が主張する水産物貿易ルール）。具体的に言うと、国内水産業の維持や資源管理の観点から市場アクセスについては見直す必要がある²⁷。資源保存を補完できる貿易措置の実施は WTO ではなく、地域漁業機関などによるのが望ましい。そして、食料の安全保障や多面的機能といった非貿易的関心事

表1 日本が主張する水産物貿易ルール

| | |
|-----------------|---|
| 基本姿勢 | 単に自由化の観点から議論を行なうのではなく、有限天然資源の持続的利用の観点から 1 水産資源の持続的利用に貢献 2 水産業・漁村が果たす多面的機能と役割 |
| 市場アクセス | 分野別関税撤廃には反対 関税削減方式については受入れ可能な柔軟なものとする 1 各国のセンシティブ品目、水産資源の状況等を考慮し、一律削減方式をとらない 2 低関税国に大きな引下げを迫らない |
| 漁業補助金 | FAO など専門的知見を有する機関による十分に検討 1 補助金協定の改善で対処 2 資源枯渇に対処するには資源管理措置で |
| 資源保存措置を補完する貿易措置 | 国際的取り決めにもとづく地域漁業管理機関が、資源保存管理を効果的に実施するための貿易措置をになう 1 地域漁業管理機関が実施している貿易措置をいかす 2 持続的な資源利用に反する行為を防ぐ貿易措置をとる 3 持続的な資源利用のもとで生産された水産物であることを認証する制度を導入（エコラベルなど） |

項（NTC）を足がかりに貿易自由化の動きを日本は阻止しようとしている。多面的機能は、WTO 漁業交渉に望む日本の主張の理論的根拠をなしている。地域住民の生活や文化・資源・環境と結びつけて水産業・漁村の存在形態を明らかにする作業が、今や、国の重要な施策のひとつになってきている。

ところで、WTO は水産業に対する国内支持に制限を設けている。WTO 加盟国は、「市場・貿易歪曲効果」をもつ漁業補助金の段階的削減を強く求められている。一方、開発途上国は、補助金制度を維持して国内水産業を保護していると先進国を強く批判している²⁸。また、環境保護団体は、過剰漁獲を招きやすい漁船建造等への補助金支出はやめるべきだと強く主張している。これらの批判に対して日本や韓国は、漁村振興や資源増養殖のためには漁業補助金の支出が必要との立場をとっている。

WTO 農業協定では、国内農業支持を「緑」・「青」・「黄」という3つに区分し、今後は「緑」に区分される財政支出（農業研究・普及、基盤整備、食料備蓄などに必要な支出）に限るべきだとしている。国内支持のなかでも生産と所得との関係を切り離れた「デカップリング」政策は「緑」に分類され²⁹、WTO もその役割を認めている。そのため、条件不利地の農家を対象に直接支払（所得

補償)」を採用する先進国が増えている。すでに述べたように、日本は中山間地域等直接支払制度を2000年に始めた。水産分野においても、水産業以外に就業機会が限られ、構造改革の成果が及びにくい過疎地・半島・離島・島嶼部などの条件不利地域を対象に、直接支払制度を導入する案を検討し始めている。こうした地域では、多面的機能を維持する観点から漁家に対して所得補償をおこなうことになるだろう³⁰。

今後、先進国・開発途上国を問わず、多面的機能をめぐる論議が盛んになるだろう。しかし、WTO体制下では、水産業の維持や漁村振興にかかわる政策の選択の幅は狭まっている。このような状況のなかで多面的機能論のもうひとつの系譜、下からのアプローチが注目を集めている。

(4) 内発的な多面的機能論

空洞化し続ける地域漁業、過疎化と高齢化が進む漁村社会に危機感を抱いている漁村住民が大勢いる。こうしたなかで、漁村がもつ多面的機能に着目して水産業の活性化をはかり、あるいは水産以外のビジネスを育てる努力をしている地域がある。地域振興によって新しい雇用の場を生みだし、創りあげられた地域アイデンティティーの価値を水産物に付加して販売し、漁家経済の安定化をはかっている。多面的機能に着目することによって消費者の漁業・漁村への関心が高まり、購買意識を誘発する効果があるとされる。

漁村振興をめぐるこうした新しい動きを、内発的な発展ととらえることができる。内発的発展とは、住民自らが地元の技術や文化を土台に地域内市場を対象にした産業を活性化させ、付加価値が地元へ帰属するような産業連関を実現させることである。多様性と多系性をめざした産業開発で、自然の保全や美しい街並みをつくるという快適性（アメニティー）の追求を中心に据え、福祉や文化の向上をめざしている。住民参加型の地域開発であり、住民の意思を反映しやすいシステムが備わっている³¹。

守友祐一は農林業地域の内発的発展について論じ、地域の個性・固有価値を基盤とした意識形成の循環と、経済・財政を基盤とした循環とを絡みあわせてこそ、地場産業の正常な展開が想定できると指摘している³²。そのプラスの外部効果は、地域環境・資源の保全がなされ、それが生産者と消費者、都市と農村の交流の資源になることである。産直・直販などのモノの流れによる交流や、グリーン・ツーリズムによるヒトとの交流を通じて、地域住民は、農業の多面的機能についての認識を深めることができる³³。

同様に、多面的機能に焦点をあてた漁村振興は、変革の視点を、生産的なそれから消費的・文化的・社会的な視点に移している。住民の生活文化を再生することに漁村活性化の意義を見いだしているのである。こうしたなかで、漁協を基盤とする生活文化を再生し、「漁協コミュニティー」の活性化をめざす動きがでている。従来の地域づくりが「物づくり」に歪曲化されてしまいがちだったとの反省を踏まえ³⁴、人づくりを中心に据えた活動をめざしている点が特徴的である。

政策レベルでの議論の深まりと、地域住民によるさまざまな取り組みに支えられて、多面的機能

が漁村振興の目玉になってきている。とりわけ、都市との交流・提携を中心に新しいビジネスに挑戦する地域や住民グループの存在が目立つ。民宿、遊漁、マリーン・スポーツなど従来からある交流ビジネスに加え、最近では、保養、交流、学習といった分野の活動が盛んである。今や、都市と漁業、消費者と漁業者との交流・連携は、「人と自然とのふれあい」、「人と人との交流」、「物・情報の交流」という多面的な性質を備えている。多様化する都市住民のニーズに積極的に応えて地域おこしをしようという動きが全国に広がっている³⁵。

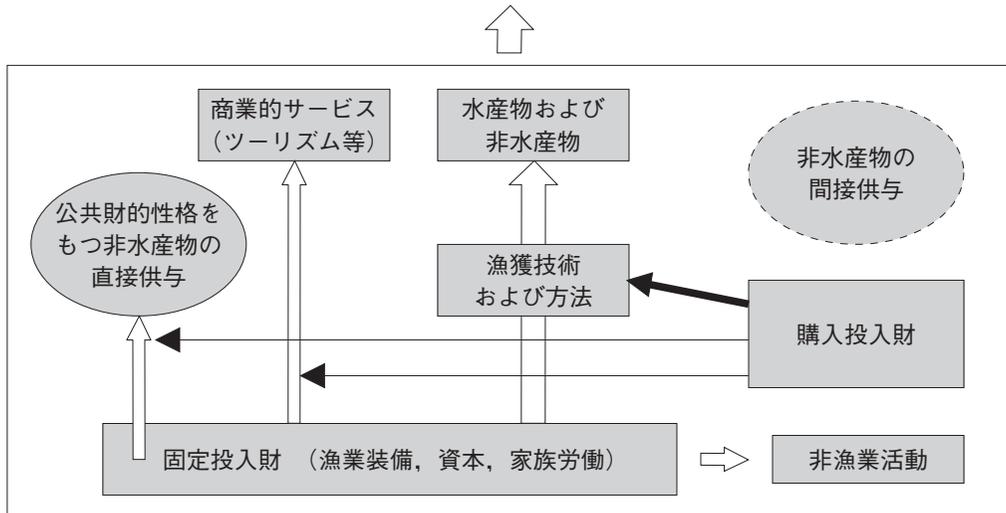
(5) 漁村の多面的機能：理念と現実

漁業・漁村の多面的機能についての研究はまだ緒についたばかりで、今後、実態調査およびそれを踏まえた理論研究が進むことが期待されている。

一般に、多面的機能とは、漁業生産が維持されて始めて発揮されるもので、「食料その他水産物供給以外」の公益的な機能と理解されている。

OECDが作成した農業の多面的機能に関する概念図をもとに、漁村における経済活動と多面的機能との関係を示したのが図1である。水産物と非漁業生産の組み合わせがどのようなものかを示してある。水産食料品とその他の生産物を産出するために、固定投入財と購入可変投入財が組み合わせられて配分される。この財の組み合わせはツーリズムや他の商業的サービスにも利用される。さまざまな非水産物が生産過程の多段階において生産される。固定投入財は、景観を構成するような公共財的な性質をもった非水産食料品（漁村的景観を形成する港のような構造物を維持し、生態系の保全・回復をはかる）や環境保全を産出・供与している。漁業生産を基盤に培われてきた漁村の伝統・慣習・生活様式などは、間接的に供与される非水産物であると考えられる³⁶。

「食料の安全保障」と「国民の生命・安全」の実現



注：OECD『農業の多面的機能』（農文協、2002年）をもとに作成。

図1 漁村における経済活動と多面的機能

図1からわかるように、漁業生産活動それ自体は、食料生産以外にもさまざまな役割をもっている。多面的機能はある特定の経済活動が有する特徴であり、複数の相互に関連した生産物なり効果とその多面性を規定している³⁷。これらの生産物は意識的ないしは無意識的に産み出されたもので、相互に、補完的でも競合的でもある。多面的機能には、その価値が市場で評価されるものとされないものがある。

水産基本法は多面的機能として、1) 自然環境・生態系の保全、2) 国民の安全確保、3) 良好な景観の維持・形成、4) 国民の余暇活動の場の提供、5) 伝統・文化の継承、6) 地域経済・社会の維持、7) 食料の安全保障、の7つをあげている。

それを再整理したのが表2である。日本では所得と雇用機会の提供を多面的機能のひとつと考えている。条件不利地の農漁業は労働力や固定資本の投入を通じて社会の活性化に貢献していることを評価し、それを多面的機能に分類してよいという考えが一般的である。事実、離島、島嶼部、半島域においては漁業以外にこれといった産業がなく、漁業が地域の雇用を支え、それを土台に地域社会が成り立っている。

表2 漁業・漁村の多面的機能の総括表

| | | |
|---------------|--|---|
| 自然環境・生態系の保全 | 次の三つに区分される。 1) 物質循環機能 2) 漁業による環境保全機能 3) 漁村住民による環境保全機能 | 生活排水等が様々な経路をへて、最終的には海に流入。海に流れ込んだ栄養分は生態系を通じて有用な水産物に形を変え、漁業活動を通じて陸上に改修されており、水産業は海から陸への物質循環の役割を果たしている。 |
| 国民の安全・生命財産の保全 | 海難救助、災害時の救助、国境監視 | 3.4万 km に及ぶ海岸線には、約3000の漁港、約6200の漁業集落が存在。沿岸域周辺には巨大な監視ネットワークが形成されている。海難や災害時の発見、救助活動や国境監視、緊急批判、防災などの役割を果たしている。 |
| 保養・交流・学習の場の提供 | 海洋性レクリエーション、都市と漁村との交流活動、学習 | 沿岸域は多岐にわたる海洋性レクリエーションの場として活用され、国民の安らぎの場。人間性の回復や教育の場として大きな役割を果たしている。 |
| 伝統・文化の継承 | 漁村社会の効用、漁村文化の継承、景観の形成 | 水産業・漁村は、都市にはない社会的効用を有している。食、祭り、漁労、伝承、景観などの特有の生活文化、生産文化を育んでいる。漁村やそこに生活する漁業者によって維持、継承。 |
| 食料の安全保障 | すべての国民が活動的かつ健康な生活をおくるための自国内での食料確保 | 他の多面的機能と異なり、売買が可能。海外からの不安定な食料供給を原因とした食料不安を小さくする。持続的な食料生産に必要な潜在的な生産能力の維持。 |

(資料)『多面的機能評価等にかかる調査等報告書』、水土舎、2002年。『水産白書』(平成14年度版)、2002年。

元来、多面的機能はある特定の目的を達成する過程で副次的に産出されたものと定義されている。これに対して所得や雇用は内部経済そのものであり、貨幣価値でははっきりと表現できる。ツーリズム、農水産物の付加価値化、産地での直接販売などの非食料生産は³⁸、漁業が備えている多面的機能というより、地域振興の場面で人々が多面的機能に働きかけることによって得られる経済効果と考えるべきである。

食料の安全保障は、売買可能な食料と貿易財に関連している。食料輸入が妨げられると、国民の食料へのアクセスが制限されるばかりか、効率的な資源分配ができなくなる。国民の食料に対する不安を小さくするためには、潜在的な生産能力を維持しておかねばならない。OECDは食料の安全保障を、農漁業生産に関連した多面的機能物のひとつとみなしている。

カール・クリスティアン・シュミットは、水産基本法や水産白書が規定している漁業の多面性を、社会的・経済的・環境的機能の三つに分けて述べている。彼は日本の漁村社会がもっている漁業管理（Co-management 的な存在形態をとる）に視点を据えて多面性を説明している³⁹。歴史的に形成されてきた共同体ベースの漁業管理（community-based fisheries management, CBFM）のシステムが漁業管理以外の要素を結びつけている。そして、漁村共同体の社会文化的な機能やレベルに規定された範囲内で、地域住民の経済的、環境的な目的が達成されるとしている。

日本の漁村は経済組織、資源・環境管理組織、生活・文化組織、規範・倫理組織としてその多面性を長年にわたって内部に培ってきた。その中のかかなりの部分が地区漁協の組織・事業のなかに組み込まれている。日本の漁協がもつ二面性、つまり、漁業権管理団体としての性格、組合員の生産・流通にかかわる事業組織体としての性格は、そうした漁村共同体の歴史的な存在形態の所産にほかならない。後に述べるように、「漁協コミュニティー」に漁村振興の担い手を求める動きは、漁協が漁村共同体を代表する形で設立・育成され、漁村共同体がもつ多面的機能を吸収しながら展開してきたという経緯を踏まえている。図2では、漁村が果たしている資源の持続的利用と保全に関する役割、さまざまな社会的・文化的な役割を漁協に集約して多面的機能を発揮することを想定している（図2 漁村の多面的機能と漁協コミュニティー参照）。

シュミットの見方はやや極端ではあるが、沿岸漁業振興をめぐる政策体系、地域漁業管理および漁業生産の担い手、各地で実践されてきた漁村振興などから判断すると、「漁協コミュニティー」的なアプローチは程度の差はあれ広く採用されてきた

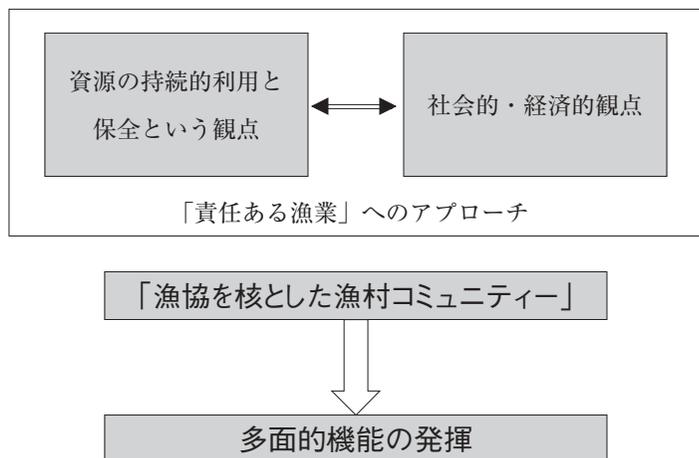


図2 漁村の多面的機能と漁協コミュニティー

ことには間違いない。

多面的機能の存在形態は、さらに別の視点からも分類できる。漁業・漁村がないと成り立たない機能、漁業・漁村の存在によって水準が向上していく機能、関係が深いが必ずしも存在しなくても成り立つ機能、と三つに分けられる⁴⁰。これらのうち、前二者が漁村振興と特に深く関わってくる。

4 地域資源、地域環境を生かした漁村振興

—多面的機能発揮のための主体的条件—

漁村振興をテーマにした先行研究は多数あり、事例調査を踏まえた有益な提言がさまざまなかたちでなされている。地域アイデンティティーを漁業資源に付加して販売し、消費者のニーズに的確に答えている地域が増えている⁴¹。漁業と漁村の観光化を進めて水産物販売額を伸ばしている成功事例が多数ある⁴²。こうした経験を踏まえつつ、多面的機能の維持・増進をめざした漁村振興のあり方について、担い手および住民参加型組織に焦点をあてて検討してみたい。

1) 従来型参加アプローチと新しい担い手

(1) 漁協を核とした地域振興の限界

漁業者および漁家だけが漁村の多面的機能の発揮を担っているわけではない⁴³。地域住民、地縁・血縁組織、職能グループ、自治体、NGO など、多種多様な担い手関わっている。

従来、漁村振興の担い手や参加者は漁業者、漁家構成員、彼らが参加して組織する地区漁協、自治体、第3セクターなどに限られる傾向がみられた。住民参加型の地域振興といわれる事例でも、漁業者および漁協が核になっている例が多い。

単純化して言えば、日本の漁村では人々の生産と生活を漁協の組織と事業に集約させてきた。「生産・生活実行組合型」の漁村、つまり漁協コミュニティ作りに励んできたと言える。漁業に特化した地域ほどこの傾向が強い。こうした地域では、資源の減少や魚価の低迷、担い手の高齢化などによって漁業が衰退し始めると、経済はもとより生活・文化までもが大きな打撃をうけてしまった。そのため、漁協コミュニティの再生をはかることに力が注がれ、それと一体化した事業開発をは

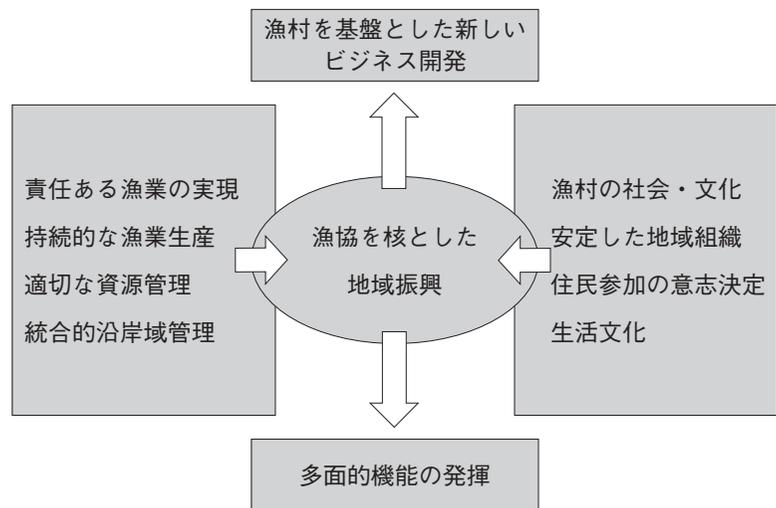


図3 漁協を核とした地域振興ビジョン

かろうという手法が選択されるのが一般的であった。

図3には漁協を核とした地域振興のモデルを示しておいた。漁村がもつ多面的機能のかなりの部分を漁協が代替している、と考えられる。漁協組織の弱体化が全国的に進んでいるが、漁協をとおして漁村を活性化しようという動きが各地でみられる⁴⁴。このような手法が果たして妥当かどうか、検討してみる必要がある。

都市化による混住化が進んで地域社会の成り立ちが変わり、脱漁業化が急速に進んでいる。条件不利地域では人口減少が続く、漁業者および住民の高齢化がいちじるしい。漁協活動を主体的に担える人々は少なくなっている。こうした社会状況の変化を踏まえるならば、漁業者はもとより、多様な担い手と彼らが参加するグループがかかわれる地域振興ビジョンが求められている。明らかに、漁協コミュニティ型の開発には限界がある。

漁協には、漁業者および漁家の需要に応じて生産・生活事業を総合的に手がけてきたという実績がある。だが最近、漁村の「生活実行組合化」を支えてきた漁協の広域合併が全国各地で進み、漁協の事業・組織が様変わりを見せている。もちろん、大型合併漁協の誕生によって、規模の経済にもとづく事業運営が可能になり、新しいビジネス分野の開拓がしやすくなっている。反面、旧漁協が支所（支店）として維持されても、地域との緊密性が薄れて小回りの効く運営ができにくい状況が生まれている。販売ルートの開拓やビジネス開発に取り組む地域がある一方、漁協がそうした活動への取り組みを妨げていると感じる漁業者や住民は少なくない⁴⁵。都市との交流・提携に関係した事業に取り組んでいる地域では、既存の漁協組織や事業方式にこだわらずに、小グループ、団体、個人らが自由に関わられるネットワーク作りが盛んになっている。

市町村と漁協の広域合併が急テンポで進むなか、住民組織のネットワーク化をはかれるかが地域振興の行方を左右するようになってきている。そのネットワークのなかで漁協がいかなる役割を果たしていけるのか、検討しなければならない。

(2) 女性のエンパワーメントと漁村振興

漁家自営漁業を中心にした沿岸漁業では、漁家女性が多岐にわたる漁村労働を担い、柔軟に労働配分を行ってきた⁴⁶。戦後の女性労働は、陸上作業はもとより海上作業も含めた自営漁業従事中心の労働に変化した、と言われる⁴⁷。漁家女性は、性別分業の関係で、社会的・経済的に評価の低い作業に多角的に従事している。海上労働に特化する男性就業者に対し、女性が漁村の経済、社会、さらには文化面で幅広い活動を担っている。

漁家女性の多くが漁協婦人部に参加し、一般女性もそれに合流し、それが地域婦人グループを代替する傾向にあった。しかし、婦人部員の減少や高齢化によって、漁村女性の力が発揮されにくくなっている。漁家当たり1人だけに正組合員資格を与えている漁協が多いが、それは沿岸域水産資源の利用において漁村内の平等性と排他性を確保する一方で、「家」を代表しない女性の発言権を制約してしまいがちである⁴⁸。漁村社会において男女共同参画を前進させるという点からみると、

漁協婦人部が抱えている制約は大きい。

漁家女性が過重労働に陥っている現実が指摘される一方で、地域の水産資源や労働環境を生かした起業化に励む女性が増えている。漁協組織の後進性が漁村ジェンダー問題の解決を遅らせていると指摘されるが、こうした女性たちの中には、漁協や地域のしがらみを捨て、グループやネットワークを作って対応しようという動きがみられる。加工品・特産品製造、直売所の運営などに取り組んで成功した事例は多く、地域に雇用と所得の機会をもたらしている。女性の起業活動が地域おこしを引っ張っている。漁村女性の社会進出がさらに進めば、漁村の旧来型参加組織のあり方が変わり、地域振興の手法などももっと効率のよいものに変えられるだろう。

2) ツーリズムによる漁村振興と担い手

(1) 漁村のツーリズム資源の発見：「よそ者」のまなざし

都市との交流・提携、とりわけツーリズム（観光）資源の開発によって、地域振興をはかろうとする漁村が増えている。ツーリズムは、地域住民の多面的機能に対する理解を高めるのに効果がある事業である。

最近、マリン・スポーツやリゾートに加えて、漁村固有の漁撈活動や慣習、生活文化、歴史遺産、環境などを生かしたエコツーリズム、体験学習、環境教育など、さまざまなオルタナティブ・ツーリズムが企画・実施されている。「見せる」から「体験する」にツーリズムの中心が移っている。何がツーリズム資源となるかは、都市との関係、つまり「よそ者」であるゲストとの関係で決まってくる⁴⁹。こうした新しいツーリズムは、「ヒト」と「モノ」との交流から、「ヒト」と「ヒト」、そして「ヒト」と「モノ」との交流を増幅し、さまざまな社会的、文化的、経済的効果を地域にもたらすと考えられている⁵⁰。

ツーリズムが漁村社会に与える最大の効果は、「よそ者」のまなざしを通じた地域の再評価である。多くの事例調査が触れているように、ツーリズムが地域に賑わいをもたらすと、女性や若者に雇用の場が生まれ、UターンやIターンのきっかけができる。生活環境の整備が進み、直売所や水産加工販売のような従来型漁業ビジネスを刷新するきっかけにもなる。

(2) 統合的沿岸域利用管理の発想

近年、沿岸域を漁業目的で利用する割合が小さくなり、ツーリズムやその他の産業目的で利用する頻度が高まっている。地域振興の活路をツーリズムに見いだし、マリン・スポーツやレジャーなどによる利用頻度が高まっている地域では、沿岸域利用のあり方をめぐって利用者間の調整が必要になっている⁵¹。これまでどおりに漁業者が、漁業権漁業の存在を根拠に海域を排他的に利用し、あるいは漁協が、漁業者の利用を優先した秩序を維持している地域が今も主流である。ただその場合でも、地域漁業の存在形態やツーリズムの展開いかんによって、沿岸域資源および環境の利用のしかたが実に変化に富んだものになっている⁵²。

一方、漁業が衰退して漁業者の組織があまり機能しなくなっている地域、およびツーリズム的な利用が主流になっている地域や都市近郊では、地方自治体、民間業者、NGOなどが参加するネットワーク型の利用管理組織が登場してきている。漁業権漁業にもとづかない新しい調整システムがつくられつつある⁵³。

地域住民が主体的に取り組む参加型ツーリズムが盛んになっている。地域住民の日常生活や資源の多面的利用に着目した体験学習や環境教育、それらをメニューとして組み込んだエコツーリズムが事業化されている。沖縄では、前浜やイノーの資源は地域住民の誰もが利用できるオープン・アクセス的な資源である⁵⁴。前浜は地域住民にとってはなくてはならない憩いの場であり、イノーは日々の食卓に魚介類を届けてくれる「おかずの海」である。こうした住民の生活文化や伝統が貴重なツーリズム資源になる。ツーリズム目的で沿岸域を利用する際には、慣習的に資源を利用してきた人々への配慮を欠いてはならない。時には、マス・ツーリズム対漁業という対立図式のなかで行なわれる利用調整よりも、住民間で複雑な利害調整が必要になる。利害調整の成否が地域振興の行方を左右することから、漁業地域においても新しい沿岸域利用秩序を求める声が高まっている⁵⁵。

沿岸域の資源・環境を多面的かつ持続的に利用するには、既存の漁業ルールに固執しない、それをも包括した住民参加型の統合的な調整・管理システムが求められている。

5 漁村振興の新しい枠組み作りをめざして

水産基本法は、水産物の安定供給と水産業の健全な発展とを2大目標に掲げ、現在の食用魚介類の自給率56%を2012年までに66%に高めることを目指している。当然、沿岸漁業の構造改革を進めることなしに、自給率目標を実現することはできない。現在の貿易環境のなかで、国民に安定的に水産食料を供給し、水産資源を効率的に利用管理していける経営体（主業的漁家、中核的漁業経営体、企業的経営体など）をどのように創出していくか、この点こそが水産政策の核心部分になっている。

このような状況下、漁村振興は、次のような点において転換期を迎えている。

第1には、「責任ある漁業」が強調しているように、資源を効率的に利用し国民に安定的に水産食料品を提供すべきという立場から、そして国内外から、地域漁業の構造改革が迫られていることである。活力ある経営体の成長を促し、国際競争力をもった地域漁業を実現することこそが漁村振興の重要な柱だと考えられる。

第2には、遠隔地・離島・島嶼部・半島などの条件不利地域の漁業と漁村社会をどう維持していくかが大きな社会問題になっている。多面的機能論が提起しているように、漁業とその関連産業を、漁村地域が長年にわたってはぐくんできた社会資本のひとつとみなし、その存在意義と発展の可能性・方向性を、複眼的に検討してみなければならない。

だが第3には、生産・流通施策と同じように漁村振興策も、WTO 漁業交渉の制約を強く受けていることである。条件不利地域の漁業と漁村の維持・増進をはかってどのような社会的、文化的、

環境的、生態的な効果が期待できるのかを、客観的な指標で国際社会に説明しなければならなくなっている。漁村振興のための国内支持が妥当かどうか、国際社会の場で検証されることになる。

こうしたなかで、漁業と漁村社会が存在することの社会的意義を認めて直接支払制度を導入してはどうかという議論がでてきている。詳しい内容は今後詰められなければならないが、一般的に考えて、直接支払制度が対象とする地域、漁業種類、漁家階層などは相当に絞り込まれるだろう。漁村がもつ多面的機能を評価するにしても、それに先立って、残すべき条件不利地域と評価すべき多面的機能を定める作業がある。この「社会的ゾーニング」によって、漁業地域の選別と切り捨てが事実上行なわれる。

住民参加型・内発的発展型の漁村振興が求められる理由は、ここにある。多面的機能を生かして条件不利地域の漁村振興をはかるには、幅広い層の住民が参加できるネットワーク作りが欠かせない。ネットワークの参加者を狭く限らず、地域住民が気軽に参加して情報交換や技術交流がはからなければならない。利用可能な資源や環境を発見することによって、都市との交流・連携に焦点をあてた起業化も可能になる。

では、誰がネットワーカーになるのか？

市町村および漁協の広域合併が急テンポで進んでいる状況下にあって、内発的な漁村振興を束ねていけるネットワーカーの存在がますます重要になってきている。そうした地域人的資源の開発を含むものとして漁村振興を展望しておかねばならない。

注：

- 1 渡辺浩幹・小野征一郎『『責任ある漁業』に関する一考察』、東京水産大学論集35号、2000年、pp. 153-176.
- 2 島秀典「地域漁業の構築に向けて」、地域漁業学会『地域漁業研究』40巻1号、1995年、p. 21.
- 3 食料・農業政策研究センター『食料白書 新たな漁業秩序への胎動』、農山漁村文化協会、1999年、p. 47.
- 4 国際漁業研究会主催のシンポジウム「責任ある漁業とは何か？」(2003年6月)における馬場治氏の報告を参考にしている。
- 5 OECD Transition to Responsible Fisheries, OECD, 2000, p. 189.
- 6 漁獲物の処理を除く三分野について行動綱領が作成されている。SEAFDEC およびその加盟国は、日本政府の援助を受けて1998年から行動綱領の地域版の作成に取りかかった。山尾政博『『責任ある漁業』と沿岸水産資源管理：東南アジアの経験から』、国際漁業研究会『国際漁業研究』第8号、2004年(印刷中)。
- 7 山尾前掲論文。
- 8 行動綱領の Article 10 “Integration of Fisheries into Coastal Area Management” では、海域

- の漁業的利用と他の目的利用との調整をはかるべきだとしている。FAO Code of Conduct for Responsible Fisheries, p.26-27.
- 9 行動綱領の Article 7と10で指摘されている。
 - 10 Traditional Ecological Knowledge の略。
 - 11 詳しくは本号所収の佐野論文を参照のこと。
 - 12 島秀典「漁業就業者の確保育成の在り方について」, 全漁連『漁協』87号, 2000年。
 - 13 水産庁研究指導課普及教育班「担い手の確保育成について」, 全漁連『漁協』87号, 2000年, p.26.
 - 14 小野征一郎「水産基本政策検討会報告をめぐってー 21世紀への転換点」, 全漁連『漁協』82号, 1999年, p.10.
 - 15 山尾政博「望ましい水産物貿易ルールとはーアジア巨大消費市場圏の成立を踏まえてー」『アクアネット』6巻12号, p.40.
 - 16 OECD『OECD レポート 農業の多面的機能』, 農文協, 2001年, p.6.
 - 17 本間正義「WTO 農業交渉と日本の対応」, 『農業と経済』69巻12号, 2003年, p.20.
 - 18 仮想状況評価法, トラベル・コスト法, ヘドニック法などが用いられる。
 - 19 嘉田良平「多面的機能に関する OECD レポート」, 梶井編著『WTO 農業交渉の現段階と多面的機能』, 農林統計協会, 2001年, p.72.
 - 20 嘉田前掲論文, p.72。日本で多面的機能の貨幣評価額が多いのは, 洪水防止機能, 保険休養・やすらぎ機能, 河川流況安定機能である。『図説食料・農業・農村白書』(平成14年度版), 農林統計協会, p.157.
 - 21 直接支払方式については農林水産省のホームページにその概要が示されている。各県の県庁農林水産部関係のホームページには制度の実施状況, 成果と問題点が詳しく掲載されている。
 - 22 渡部岳陽「中山間地域問題の現局面と直接支払制度の位置づけー公・共・私の視点から」, 『農業問題研究』第55号, 2004年, p.8。直接支払制度の創設に深くかかわった山下一仁は, この制度が国民によって広く支持されるとともに, その内容が「緑」の政策の範囲内にあつて, 国際的にも廃止を要求されたりしない制度でなければならなかったと述べている。
 - 23 廣吉勝治は, 多面的機能評価検討委員会の席上において同様な点を指摘している。全国漁業協同組合連合会『多面的機能評価検討委員会報告書』(平成14年度多面的機能評価等調査委託事業) 参照のこと。
 - 24 小野征一郎「水産基本政策検討会報告をめぐって：21世紀への転換点」, 『漁協』82号, 1999年。検討会の座長を勤めた同氏は, 農業よりもはるかに有利な条件をもっている漁業再編成の可能性を強調している。漁業においても多面的機能を考えるのは重要だが, それはあくまでも脇役として考えるべきだ, としている。
 - 25 「水産基本法制定」, 『漁協』No.93, 2001年。

- 26 『多面的機能評価にかかる調査等報告書』（株式会社水土舎，平成14年度の水産庁委託事業報告書）には，国民の生命・財産の保全機能にかかわる事項が詳しく整理されている。漁民や漁村住民が長年にわたって担ってきた国境監視，海難救助，自然災害・事故への対応等の評価が述べられている。
- 27 IQ 制度はわが国の対象資源を持続的に利用するという観点から維持すべきであるというのが政府見解である。
- 28 WTO 交渉の場では，“Friends of Fish”（魚の友達）という漁業輸出国グループが発言権を増している。オーストラリア，ペルー，アメリカなどの8か国がこのグループに参加している。途上国の輸出国も，補助金削減という点ではグループの主張を支持している。
- 29 田代洋一『WTOと日本農業』，筑波書房ブックレット，2004年，p. 35.
- 30 廣吉は「条件不利地漁業」について検討すべきであると提言している。水土舎前掲書，p. 335 - 336.
- 31 宮本憲一『環境経済学』，岩波書店，1989年，pp. 296 - 300.
- 32 守友祐一『内発的発展の道』，農山漁村文化協会，1991年，p. 64.
- 33 守友祐一「地域農業の再構成と内発的発展論」，農業経済研究72巻2号，2000年，p. 67.
- 34 島秀典「内発的発展の現代的意義」，鹿児島経済大学地域経済研究所編『ボランティア・エコノミーと地域形成』，2003年，p. 261.
- 35 日高健『都市と漁業』，成山堂書店，2002年，p. 82 - 84.
- 36 この段落の叙述はOECD『OECDレポート 農業の多面的機能』（p. 50 - 51）によっている。
- 37 OECD 前掲書，p. 11.
- 38 OECD 前掲書，p. 62.
- 39 カール・クリスティアン・シュミット『漁業と日本』（原著；Fisheries and Japan：A case of multiple roles?），2003年，全漁連主催の『漁業・漁村の多面的機能に関する国際シンポジウム』の報告論文）参照。
- 40 水土舎前掲書，p. 37.
- 41 波積真理「都市住民からみた漁業と海辺」，『地域漁業研究』第41巻第3号，2003年，p. 41. 波積は生産者と消費者の関係性が構築され，協働で新しい価値を産み出すものとして消費が位置づけられると展望している。両者が相互に関係性を築けるような「場」のあり方について提案している。
- 42 地域漁業学会第42回大会シンポジウムでは，漁業者と都市住民との交流・提携がさまざまな角度から議論された。交流・提携の位置づけについては，シンポジウム報告が掲載されている『地域漁業学会』第41巻第3号（2001年）を参照されたい。
- 43 田代洋一は農業の多面的機能を議論する必要性は認めつつも，食料生産の多様な担い手を多面的機能の担い手としてのみ位置づけることに疑問を投げかけている。田代前掲書，p. 80.

- 44 漁協婦人部がその典型であろう。本来は地域婦人部でありながら、構成員がほぼ同じであるという理由で、漁協婦人部がその役割を代替してきた地域は多い。青壮年部も同様である。
- 45 海のツーリズムが盛んな地域では、沿岸域利用が制限されていることに対する不満が多い。鳥居享司「地域参加型ツーリズムの効果と課題」、『地域漁業研究』第42巻第3号、2002年、p.47。
- 46 三木奈都子「戦後における漁家女性の就業変化と漁家家族」、『水産振興』第396（第34巻12号）、東京水産振興会、2000年、p.4。
- 47 三木前掲書、p.20。
- 48 三木奈都子「漁業協同組合における男女共同参画」、『協同組合研究』第20巻第1号、2001年、p.30。同「漁業協同組合とジェンダー」、『協同組合研究』第19巻第2号、2000年、p.43。
- 49 山下晋司『バリ 観光人類学のレッスン』、東京大学出版会、1999年、pp.116-119。山下はバリを事例にとりあげ、ホストとゲストとの間のすれ違いと演出される観光文化について分析している。
- 50 北川宗忠『観光資源と環境』、サンライズ出版、1999年、p.14。
- 51 鳥居享司・山尾政博「海域利用調整と漁業」、『地域漁業研究』第38巻第3号、1998、p.146。
- 52 東京水産振興会『漁村地域における交流と連携』（平成14年度報告）には、ダイビング事業に取り組んでいる各地の事例が報告されている。漁業との調整、ダイビング活動の管理など地域によってきわめて多彩であることがわかる。
- 53 鳥居・山尾は神奈川県平塚市の事例に言及して、自治体がネットワークカーとなった海域管理の可能性を指摘している。鳥居享司・山尾政博「海域利用の管理主体と地域対応－マリンレジャーの地域定着化と地域住民の関わり－」、『漁業経済研究』第45巻第1号、2000年。
- 54 沖縄の前浜およびイノーなどにおける資源利用について述べた文献はきわめて多い。コモنز的な視点から明らかにしたものとしては、さしあたり以下の文献を参照。家中茂「石垣島白保のイノー」、井上真・宮内泰介編著『コモنزの社会学』、新曜社、2001年。中村尚司・鶴見良行編『コモنزの海』、学陽書房、1995年。
- 55 敷田麻美「漁業の変遷と今後の沿岸域利用」、『地域漁業研究』第41巻第3号、2001、p.13。

(追記)

日本学術会議は、2004年8月3日、農林水産大臣に対して「地域環境・人間生活にかかわる水産業及び漁村の多面的な機能の内容及び評価について」という答申を行なった。本来ならこの答申の内容も検討すべきであったが、脱稿後であったので果たせなかった。今後の課題としておきたい。

New Framework of Revitalizing Coastal Fishing Communities in Japan: Responsible Fisheries and Multifunctionality of Fishing Communities

YAMAOKA Masahiro

Abstract

This paper describes the conceptual framework of revitalizing coastal fishing communities in Japan. Global economy has deeply affected fisheries economy and society as a whole. Coastal fisheries have continuously reduced their contribution to local economy. Under these circumstances, “responsible fisheries” approach urges to re-build coastal fisheries which should be mature enough to fulfill domestic demand for sea-food, while attaining sustainable use of coastal resources. Structural adjustment of fisheries production is a requisite to achieve objectives of responsible fisheries. However, many of coastal communities hardly achieve efficiency and sustainability in production, with less competitive vis-à-vis imported sea-food products. As World Trade Organization (WTO) widely accepts “multifunctionality” approach in agriculture field, fishing and fisheries society may also maintain a certain level of multifunctionality. This is effective tool to revitalize local coastal community. The last part of this paper focuses on the community’s multi-functions and people’s multifarious activities for revitalize coastal fishing communities.